

○白石町広報媒体有料広告掲載要綱

平成20年10月1日

訓令乙第73号

改正 平成26年2月20日訓令乙第79号

平成28年4月1日訓令乙第62号

令和2年4月1日訓令乙第11号

令和3年12月28日訓令乙第67号

(目的)

第1条 この要綱は、白石町総務課が所管する広報媒体に民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定め、その広告媒体としての活用を促進することにより町の新たな財源の確保と町内企業等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広報媒体」とは、町広報紙「広報白石」及び町ホームページをいう。

(広告の性質)

第3条 掲載する広告は、町の広報媒体という性格上、その公共性、品位及び信頼性を損なうことがないものとする。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 社会問題についての主義・主張
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第10条第1項に規定する広告審査委員会
が、町の広報媒体に掲載する広告として適当でないと認めたもの

2 前項に規定するもののほか、広報媒体に掲載する広告の基準は、別途定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報媒体で行う。

(広告の掲載数及び位置)

第6条 広告の掲載数及び位置は、町長が決定し、有料広告である旨を表示する。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位は、申込み受付順とし、掲載可能枠になり次第締め切る。ただし、町広報紙「広報白石」に掲載する広告の順位は、次の各号の順位とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人、その他非営利団体に関する広告
- (2) 民間企業のうち、公的性格のある企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の民間企業及び自営業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町広報紙に掲載する広告として適当であると第10条第1項に規定する広告審査委員会が認めた広告

(広告の仕様及び掲載料)

第8条 掲載する広告の仕様及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の申込み方法)

第9条 広告掲載を希望する者は、白石町広報媒体有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に申し込まなければならない。ただし、広告掲載希望者に町税等の未納がある場合は、申込みを受理しない。

2 申込みの期限は、掲載希望月の前月の1日までとする。ただし、1日が土曜日、日曜日及び祝祭日の場合は、その後の最初の平日までとする。

(広告審査委員会)

第10条 広報媒体に掲載する広告内容等を審査するため、白石町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第3条及び第4条の規定に基づき広告掲載の可否を審査するものとする。

3 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 総務課長

(2) 企画財政課長

(3) 商工観光課長

(会議)

第11条 委員会の会議は、広報掲載の申し込み締め切り後4日以内に総務課長の招集により開催する。

2 会議は、総務課長を議長とし、全員一致により決する。

3 会議において、議長が必要と認める場合は、関係課や外部の専門家に意見を求めることができる。

4 委員会は、会議の結果を町長に報告するものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第12条 町長は、前条第4項の報告を受けて広告掲載の可否を決定するとともに、その結果を広告掲載申込者に白石町広報媒体有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は白石町広報媒体有料広告否掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 広告掲載決定通知を受けた広報掲載申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、広告の版下原稿等を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告掲載料は、掲載の決定の日から14日以内に、町長が発行する納付書により掲載料(第8条に対応する額)を納入しなければならない。ただし、14日目が土曜日、日曜日及び祝祭日の場合は、その後の最初の平日までとする。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うものとする。

2 広告に関する版下原稿等の作成経費は、全て広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取り消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第12条第2項に規定する期日までに版下原稿等を提出しな

いとき。

(2) 広告主が、第13条に規定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(3) 広告主から提出された版下原稿等が、第4条の規定に違反するとき。

(4) 広告掲載申込者が、虚偽の申請をしていたとき。

(5) その他、広報媒体の作成に支障が生じたとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しを行なう場合は、白石町広報媒体有料広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の返還）

第16条 町長は、広告主が広告掲載料を納入した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、速やかに広告掲載料を返還するものとする。

（掲載取り下げの届出）

第17条 広告主の都合により広告掲載の申込みを取り下げる場合は、広告主は速やかに白石町広報媒体有料広告掲載取下げ届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 広報紙発行日の10日前以降は、原則として広告掲載の取り下げはできないものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令乙第94号）

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令乙第57号）

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

附 則（平成26年訓令乙第79号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令乙第62号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令乙第11号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日訓令乙第67号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第8条関係）

種類	規格	仕様	掲載期間	掲載料
広報紙	2色印刷	縦5cm×横8cm	1回 (1箇月1号)	4,000円
		縦5cm×横17cm		8,000円
	カラー印刷 (裏表紙)	縦5cm×横9cm		6,000円
		縦5cm×横18cm		12,000円
ホームページ	バナー広告	1枠のサイズ 縦60ピクセル×横155ピクセル	1箇月	10,000円
		形式 30KB以内のGIFまたはJPG	3箇月	25,000円
		場所 トップページ	6箇月	50,000円
			12箇月	80,000円

様式第1号（第9条関係）

白石町広報媒体有料広告掲載申込書

年 月 日

白石町長

様

申込者

(代 表) 住所 _____

氏名 _____

(連絡先) TEL _____

担当者 氏名 _____

白石町広報媒体有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき、下記の通り申し込みます。

記

(掲載を希望する広報媒体の□にレを付けてください。)

- 1、有料広告の掲載希望 広報白石 ホームページ
2、広告の規格 (※広告のデザイン料及び製作費は、広告主の負担となります。)

(1) 広報紙 掲載月(月号)

① 2色刷り 縦 5.0 cm×横 8.0 cm 4,000 円

縦 5.0 cm×横 17.0 cm 8,000 円

② カラー刷り 縦 5.0 cm×横 9.0 cm 6,000 円

縦 5.0 cm×横 18.0 cm 12,000 円

(2) ホームページ (1 枠 縦 60 ピクセル×横 155 ピクセル)

広告掲載期間と料金

1 箇月 10,000 円 3 箇月 25,000 円

6 箇月 50,000 円 12 箇月 80,000 円

- 3、掲載用広告原稿については、別添のとおりです。
4、当社(団体)は、貴町の町税等の未納はありません。
また、白石町広報媒体有料広告掲載要綱第14条の規定について、同意します。
かつ、白石町有料広告掲載基準第3条に該当する者ではありません。

申込者 _____

※下記欄は、町(担当部署)で記載します。

受付印

審査結果	可・非	決定日	年 月 日	決定番号	第 号
------	-----	-----	-------	------	-----

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

白石町長

白石町広報媒体有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込書の提出がありました、白石町広報媒体への有料広告掲載については、掲載することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記により手続を行ってください。

記

1. 広告の内容

2. 広告掲載の方法

3. 版下原稿等の提出期日 年 月 日（ ）15時まで
及び提出先 総務課広報情報係

4. 広告掲載料 金 円

5. 広告掲載料の納入期限 年 月 日（ ）まで
及び納入方法 同封の納入通知書により指定の場所で納入

6. その他

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

白石町長

白石町広報媒体有料広告否掲載決定通知書

年 月 日付けで申込書の提出がありました、白石町広報媒体への広告掲載については、下記理由により掲載できないことに決定しましたので通知します。

記

1. 広告の内容

2. 否掲載の理由

3. その他

様式第4号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

白石町長

白石町広報媒体有料広告掲載取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した白石町広報媒体有料広告掲載決定については、下記理由により取り消すことにしましたので通知します。

記

1. 決定通知の内容
2. 取り消しの理由
3. その他

白石町広報媒体広告掲載取下げ届出書

		年	月	日
白石町長	様			
		届出者		
	(代表)	住所	_____	
		氏名	_____	
	(連絡先)	TEL	_____	
	担当者	氏名	_____	
<p>年 月 日付で申込みました白石町広報媒体広告掲載について、取り下げたいので、白石町広報媒体広告掲載要綱第17条第1項の規定により届出ます。</p>				
記				
(□にレを付けてください。)				
1、広告の種類	<input type="checkbox"/>	広報白石	<input type="checkbox"/>	ホームページ
2、取下げの理由				
3、広告掲載料				
	<input type="checkbox"/>	既に納入している	<input type="checkbox"/>	納入していない

※下記欄は、町（担当部署）で記載します。

受付印

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第3号 (第12条関係)

様式第4号 (第15条関係)

様式第5号 (第17条関係)